

土地改良区だより NO.31

水土里ネット大口



伊佐市大口土地改良区

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里53番地1
(鹿児島県伊佐庁舎 別館2階)

Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528

E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

◇ 組合員の総数
1,380名
◇ 地区の総面積
729町5反
(2024.10.21現在)

大田地区安全祈願祭・起工式を催行



農地中間管理機構関連 農地整備事業

ごあいさつ

理事長 山口 良治

秋冷の候、組合員並びに関係者の皆様には、ご健勝にてご活躍のことと存じます。また日頃より本区の運営、事業の推進につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年は、梅雨の時期が例年より長かった割には降水量が少なく、大きな災害の発生もありませんでしたが、穂ばらみ期において、特にため池からの受益地では用水量不足が発生し、大変心配されましたが、台風10号が連れてきた雨により何とか水量確保ができたところでした。その一方で北信越・東北地方の広域では、年明けの能登半島地震をはじめ、近年ない豪雨水害に見舞われるなど、大変な被害が発生しております。一日も早い復興がなされ、通常の生活に戻されることを願いたいものと存じます。こうした環境の激変により、特に作物においては高温障害が発生するなど、我々農家にとりましては新たな悩みも多くなってきました。

このような中で、大田地区の悲願でもありました農地整備事業がいよいよ始まりました。本区内では、約30年ぶりの大事業となります。工事が無事に竣工しますよう引き続きのご協力をお願い申し上げます。また、昭和40年代後半に造成された水利施設が更新時期を迎え、新たな改修工事を順次進めているところです。関係地域の組合員様には新たな負担の発生も生じて参りますが、実情をご賢察くださいまして、ご理解くださいますようお願い申し上げます。本日は、現在の事業の進捗状況をお知らせすべく、土地改良区だよりをお届けいたします。終わりに組合員の皆様の益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

財務状況報告

規約第47条、並びに会計細則第66条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

令和5年度 一般会計収入支出決算書

(単位：円)

収入			支出		
款	予算額	決算額	款	予算額	決算額
1. 土地改良事業	13,212,670	13,216,680	1. 土地改良事業	7,041,000	4,190,279
2. 附帯事業	3,666,600	4,306,045	2. 附帯事業	1,400,000	1,400,000
3. 特定資産運用	400	478	3. 一般管理費	14,530,000	11,957,967
4. 補助金等	4,617,700	4,615,745	4. 土改事業負担金	86,200	85,200
5. 雑収入	50,564	162,008	5. 借入金返済	1,324,600	1,323,548
6. 借入金	1,100	0	6. 支払利息	26,000	25,812
7. 特定資産取崩	1,388,000	1,383,346	7. 固定資産取得	501,000	0
8. 固定資産売却	200	0	8. 出資金取得	1,000	509
9. 出資金返還	100	0	9. 支払換地清算金	100	0
10. 交付換地清算金	100	0	10. 納付換地清算金	100	0
11. 徴収換地清算金	100	0	11. 特定資産積立	4,978,700	4,957,479
12. 繰越金	10,212,466	10,212,466	12. 雜支出	100	0
			13. 繰越金	2,320,000	9,955,974
			14. 予備費	941,200	0
計	33,150,000	33,896,768	計	33,150,000	33,896,768

令和5年度 財産目録

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,042,496	流動負債	1,651,505
現金及び預金	11,020,496	未払金	823,694
短期未収金	22,000	預り金	262,828
固定資産	859,836,251	賞与引当金	564,983
特定資産	859,601,319	固定負債	6,673,839
所有土地改良施設	775,473,325	公庫資金等長期借入金	323,619
土地改良施設用地等	34,897,493	職員退職給付引当金	6,050,220
受託土地改良施設使用収益権	3,573,099	役員退任慰労引当金	300,000
財政調整積立資産	21,644,561	負債合計	8,325,344
職員退職給付引当積立資産	7,367,311		
役員退任慰労金積立資産	330,009	正味財産の部	
転用決済金積立資産	14,866,530	正味財産合計	862,553,403
施設更新積立資産	1,448,991		
その他固定資産	234,932		
器具備品等	25,593		
ソフトウェア	105,600		
出資金	103,739		
資産合計	870,878,747		

来年3月に開催される総代会の承認をもって、
決算書及び財産目録とさせていただきます。

監査報告

令和6年度第1回監事会が開催され、令和5年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかつたことを報告致します。

令和6年7月5日

総括監事 石原 昭紀
監事 今村 博
〃 梅木 浩一

令和6年度 収入支出予算の執行状況

令和6年9月30日現在(単位:円)

収入				支出			
款	予算額	収入済額	未収入額	款	予算額	支出額	未執行額
1. 土地改良事業	15,749,500	9,860	15,739,640	1. 土地改良事業	6,341,000	1,119,513	5,221,487
2. 附帯事業	3,252,100	591,350	2,660,750	2. 附帯事業	1,287,000	125,424	1,161,576
3. 特定資産運用	400	3,111	△2,711	3. 一般管理費	18,504,000	6,042,949	12,461,051
4. 補助金等	3,811,000	3,619,080	191,920	4. 土改事業負担金	2,270,600	0	2,270,600
5. 雑収入	78,126	81,108	△2,982	5. 借入金返済	324,700	0	324,700
6. 借入金	1,100	0	1,100	6. 支払利息	5,800	0	5,800
7. 特定資産取崩	8,881,300	0	8,881,300	7. 固定資産取得	401,000	0	401,000
8. 固定資産売却	200	0	200	8. 出資金取得	1,000	584	416
9. 出資金返還	100	0	100	9. 支払換地清算金	100	0	100
10. 交付換地清算金	100	0	100	10. 納付換地清算金	100	0	100
11. 徴収換地清算金	100	0	100	11. 特定資産積立	9,393,000	12,971	9,380,029
12. 繰越金	9,955,974	9,955,974	0	12. 雜支出	100	0	100
計	41,730,000	14,260,483	27,469,517	13. 繰越金	2,225,000	0	2,225,000
				14. 予備費	976,600	0	976,600
				計	41,730,000	7,301,441	34,428,559

苦情が寄せられています



水路にゴミ・草を捨てないで

幹線用水路へのゴミの不法投棄による苦情が多く寄せられています。これらは流水阻害の要因となり、水路があふれ周辺地域住宅地の浸水被害の発生につながります。

また、上流域での刈草などの処理には十分に気を付けていただきますようお願いいたします。下流域で水利用される農家さんは大変な思いをされています。

公平な配水に努めましょう

大島字下水流地区(西水流水系)や篠原字熊田・川原田地区(瓦部石水系)等において、上流域の過灌水により下流域は水不足をきたしております。公平な配水に努め、無責任な垂れ流しは絶対にやめましょう。



皆様のご理解ご協力よろしくお願い致します

事務局職員(管理職:事務局長候補)を募集しています。

【募集要項】

- 農業全般に理解があり、企画・財務調整、水利施設機能に明るい方。
- 普通免許並びにパソコン操作は必須
- 給与等につきましては、本区「労務給与規程」によります

募集期間: 随時受け付けております。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

今後の事業計画

1. 農地中間管理機構関連 農地整備事業 大田地区

本年度工区分の発注がなされ、稲刈りを前に安全祈願祭並びに起工式が執り行われました。伊佐市長・地元県議のほか、各関係機関の担当者、地元担い手農家が出席し、工事の安全と、早期完工を願って各代表者による鍬入れや、玉串の挙げなどが行われました。

6-1 工区を林建設、 6-2 工区を國玉建設が受注
(工期は令和6年度末まで)

【令和7年度予定】

➢ 令和7年度の面工事概算事業費は8,000万円で
前年度並みを予定しております。(R6.10月現在)

※ 令和7年度からは通年施行となります。工事該当区域の作付はできません。ご協力を!!



起工式の様子 10月10日

2. 県営 農業水路等長寿命化・防災減災事業 北伊佐地区

今年度は、市街地中心部「朝日町」交差点の近くに設置してある五反田放水門の改修を秋口より実施の予定です。



丸田分水門

◇ 令和6年度事業見込額 4,334万円
(確定額)

【令和7年度予定】

➢ 令和7年度は、丸田分水門と牛ノ子取水門の改修・羽月用水路2門について実施設計を予定
➢ 令和7年度事業見込額 2,800万円
(R6.10月現在:R6 繰越見込額含む)

3. 団体営 農業水路等長寿命化・防災減災事業 木ノ氏地区

木ノ手川にある固定堰取水施設の損壊により、当初計画のとおり本年度は諏訪古場堰(渡瀬堰)と新牟田堰(垣内堰)の改修を秋口より実施の予定です。

◇ 事業内容 各堰に設置してある取水口(グレーチング)の更新
◇ 令和6年度事業見込額 1,600万円(確定額)

【令和7年度予定】

➢ 令和7年度は瓦部石堰と月ノ輪堰を改修予定
➢ 事業内容は令和6年度事業と同様に取水口工事を予定
➢ 令和7年度事業見込額 1,400万円 (R6.10月現在)



月ノ輪堰

………… 令和6年度 賦課金及び徴収期間について ……

1. 賦課額(予算額)

(1) 経常賦課金 14,789,600円

経常賦課金は管理区域内で登記簿上、「田・畠」である以上、固定資産税と同様に毎年徴収が発生します。

種別	10a 当り	備 考
田	2,100円	・定款で定めた天水田については1/2 ・大字山野・渕辺(山野十曾土地改良区との重複地)については、 2/3の1,400円とする
畠	1,050円	

➢ 経常賦課金につきましては、長い間1800円台で推移してまいりましたが、諸物価の高騰、事務局再編計画等により、総代会の承認に基づき増額をお願いすることとなりました。何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

(2) 特別賦課金 1,646,800円 (県営・団体営事業工事費受益者負担分)

〈ほ場整備事業〉

種 別	10a 当り	残債期間
第二羽月地区	0円	令和6年度まで(本年度は積立金で対応)

〈県営・団体営 農業水路等長寿命化・防減災事業〉

種 別	10a 当り	工事(賦課)予定期間
県 営 北 伊 佐 地 区	普通区域	380円
	半免区域	190円
	山野区域	130円
団体営 木ノ氏地区	320円	令和6年度～令和8年度まで

特別賦課金とは……

- ・県営・団体営事業の農家負担分です。
- ・ほ場整備事業は農家の負担分を毎年分割という形で、国へ償還しております。

2. 徴収期間と徴収方法

(1) 徴収期間 令和6年11月20日から令和6年12月10日まで

(2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。

ご協力ありがとうございます

平成元年度以降、未収賦課金の発生はありません

全国の金融機関からの自動振替ができるようになりました！

地元北さつま農協以外でも、全国の金融機関(信用組合、信漁連の一部で取扱不可あり)からの自動振替を受け付けています。詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

尚、郵便局やコンビニからの払込は従来どおりです。

組合費(賦課金)は土地改良区の主要な財源です。

賦課金の期限内納入にご理解とご協力を

★ 納期前には必ず残高の確認をお願いします。

★ 口座振替は預貯金通帳に明示されているため、今年度から領収書は発行しません。

組合員の皆様へ

ご協力お願いします

『5年水張ルール』について

本区は、国土交通省からの許可水利により、農業用水使用において農閑期(冬場)の取水は認められておりません。(地域維持用水のみ) また慣行水利のエリアにおいても取水時期は決められています。(5月~10月)

このことから、農閑期に圃場へ湛水することはできません。「5年水張ルール」においては、通常取水期(稻作期)に実施いただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こんなときは必ず届出を提出してください！！

- ◆ 農地の異動 (売買・交換・賃貸借等)
- ◆ 農業者年金受給による経営移譲
- ◆ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◆ 農地を宅地等へ転用
- ◆ 公共事業(用地買収)による転用
- ◆ 指定口座の変更・閉鎖

【注意】
届出がない場合は、
従前の人に賦課金が
かかります
(申告主義です)

※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。

※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。(転用決済金が発生します)
地区除外転用決済金とは、かんがい排水事業等を関係受益者で導入し、造成された施設の維持管理はその受益者の義務となります。そうした中、転用により農地が減少することで、残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため、規定されております。

＊ 女性理事登用に向けた行動計画案がまとめました ＊

令和8年3月が役員・総代改選です。

これまでお知らせしてまいりましたとおり、第5次男女共同参画基本法に基づき、理事定数の1割(2名以上)を女性から登用するように指導がなされております。

これまでにも数回にわたり、理事会で審議を進めてまいりましたが、ようやく定款変更に向けた具体策案がまとめました。

登用予定者数2名のうち、1名は組合員外からの登用とし、もう1名は複数人区の選任区を主体に、担当区域を持った通常の登用を図っていきます。いずれも、これまでになかった地域の女性が持つ新たな感性を取り入れた土地改良区の運営を目指していきます。

定款変更につきましては、次回令和7年3月の総代会へ上程の予定です。

